

# 「新しい公共」をめぐる ボランタリズムの意義と限界

21世紀文明研究セミナー2010

担当講師:久保田裕之

(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構

1

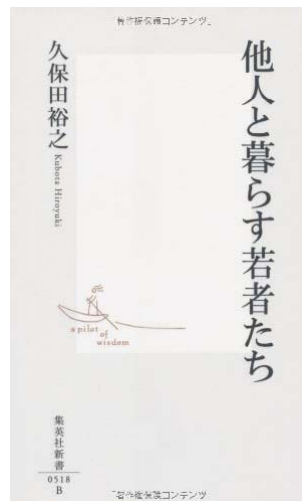
## 目次

- 1. 自己紹介
- 2. 「新しい公共」をめぐる
- 3. ボランタリズムとは？
- 4. ボランタリズムの意義
  - 質疑・応答
- 5. ボランタリズムの限界
- 6. まとめ: 自由と保障と責任と多様性
  - 質疑・応答

2

## 1. 自己紹介

- 1976年生
  - ロスジェネ後期
  - IT第三世代
    - ひろゆき(2ちゃんねる)
    - 笠原健治(Mixi)
    - 山岸広太郎(GREE)
- 専門:家族社会学・福祉社会論・政治理論
  - 公／私の区別
  - 共同と協働に関心
  - 博士(人間科学、阪大)



集英社新書、2009年発売

3

## 2. 「新しい公共」をめぐって①

### 背景

- 1998年 NPO法成立・施行
- 2001年 認定NPO法人制度施行
- 2003年 NPO法人法・認定NPO法人法改正
- 2006年 認定NPO法人法改正
- 2009年 民主党政権誕生、鳩山首相「新しい公共」を主要政策に
- 2010年 「新しい公共円卓会議」が「新しい公共宣言」を公表→その日の午後に鳩山首相退陣

4

## 2. 「新しい公共」をめぐって②

### 「新しい公共宣言」序文

- 人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、必ずしも、鳩山政権や「新しい公共」円卓会議ではじめて提示された考え方ではない。これは、古くからの日本の地域や民間の中にあったが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない。
- 1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災は6千人以上の命が奪われた国民的な悲劇である。しかし、一筋の光明は、行政も被災し、企業や商店の活動が止まった地震直後の被災地で人々の生活を支えたのが、被災者たち自身が自発的に作った即席の共同体、NGO・NPO、全国から集ったボランティアが作った「協働の場」だったことだ。百万人以上の人たちが、自分がいることで人の役に立てた、そのことが自分の喜びになることを実感した。人は支え合ってしか生きられない。それが「新しい公共」のひとつの原点だ。
- 明治5年の学制発布の3年前、京都の町衆は「番組」という自治組織ごとに、各家庭が竈(かまど)の数相応の金額を出しあう「竈金(かまどきん)」などによって、64の「番組小学校」を設立した。番組小学校の構内には、町組の会所、学校火消しや見廻組の部屋があった。その伝統を持つ龍池校の旧校舎や跡地が地元自治会連合会等、関係者の努力により、2006年秋に京都国際マンガミュージアムとなった。地元自治会で長年こつこつと積み立ててきた資金も生かされている。自分たちの町は自分たちで創る。その心意気でみなが応分の貢献をすることで、支え合いと活気のあるコミュニティができる。

5

## 2. 「新しい公共」をめぐって②

### 「新しい公共宣言」序文

- (つづき)  
徳島県上勝町の高齢者によるコミュニティ・ビジネス「いろどり」。住民たちが付近の山で葉っぱを採取し、飲食店の料理の“つまもの”として売り出し、年商2億6千万円をあげている。町内の農家の約半数が事業主として参加している。町の高齢化率は50%であるが寝たきりの高齢者が極端に少ない。一人当たり老人医療費は徳島県内24市町村中最低である。みなが居場所と出番を得た。結果として、コストが低く、活気があり、満足度が高い地域コミュニティが実現した。
- 人気の雑誌「ビッグイシュー」を高々と手にかざして街角で販売しているのはホームレスの人々だ。現在、全国で約150人が街角に立っている。定価が300円、うち160円が販売者の収入だ。月に800部程売れば自立の道が開かれる。愛読者は、「かわいそうだから施す」ではなく、面白い記事を、また、創意工夫して売っている販売者との会話を楽しむために買って行く。よいものは売れるという「市場」の原理があるからホームレスの人が自信をつけ自立の契機を得る。しかし、そこには、経済だけでなく、買う人の「共感」と「コミットメント」が発動している。市場も、人と人との絆を作る「協働の場」になり得る。
- このような現場の活動や経験が「新しい公共」宣言の源であり、こうした活動が多くの国民の間に広がることを願うものである。

6

## 2. 「新しい公共」をめぐって③

### 「新しい公共支援事業」の趣旨

- (新しい公共とは)
  - 「新しい公共」とは、従来は官が独占してきた領域を「公(おおやけ)」に開き、市民、企業、NPO等がともに支え合う仕組み、体制が構築されたもの。
  - 「新しい公共」が目指す社会においては、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、企業、NPO等によりムダのない形で提供される。また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にす。
- (新しい公共支援事業の目的)
  - 新しい公共支援事業は、上記社会を実現するために、行政が独占してきた「公(おおやけ)」を市民、企業、NPO等を開く取り組みを施行する。「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るもの。
- (目的を達成するための道筋)
  - 新しい公共支援事業の実施により、NPO等にとっては、寄付や融資を受けやすい環境が構造的に整備され、ボランティアネットワークや情報提供などの人的または技術的な活動基盤の整備が進むことにより、NPO等の活動が自立・定着していく。(後略)

7

## 2. 「新しい公共」をめぐって④

### で、要するに何なのか？

- 1) 国ではなく、自分たちでやるらしい
- 2) 中央からの指示ではなく、地域密着で活動するらしい
- 3) NPOが主たる担い手らしい
- 4) みんなに活躍の場があることが大事らしい

8

## 2. 「新しい公共」をめぐって⑤

### 当然の反発

- 公務員制度改革→首切り
  - 自治体労働者部会の反発「行政の大掃除」
- 無償労働の強化
  - 社会化をすすめてきた保育や介護などを家族／地域に投げ返すもの
- 民営化による国の責任放棄
  - 国が最終的に責任を負うべき最低限のサービスが受けられなくなるおそれ

9

## 2. 「新しい公共」をめぐって⑥

### それでも「新しい公共」が必要な理由

- 1) 経済と家族の不安定化による、雇用中心・家族中心の制度の行き詰まり
  - もはや、時計の針を戻すことはできない
- 2) 巨大な福祉関連予算による財政赤字
  - かといって国に全てを任せることもできない
- 3) 多様化する人々の生活に、中央集権的・画一的な対応が追いつかない
  - より地域に密着した、ニーズに機敏に反応しうる、効率的なサービスが必要
- 4) ヘーゲル問題／市民のクライアント化(J・ハーバーマス)

10

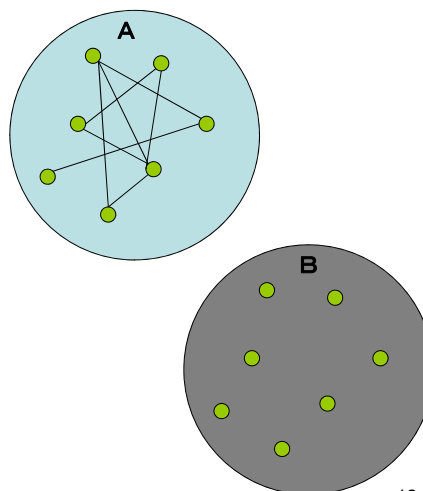
### 3. ボランティアとは？①

- ボランティア(≡ボランティア精神?)
  - 無償性・利他性ではなく、市民性や社会性と関連
- 岡本栄一
  - 「ボランティアは、時代の危機や苦悩、あるいは未解決な社会的な要請に呼応したり、さらには自己実現等の創造的意志となって、市民(住民)の側から社会の側に働きかける精神であり理念である。それは民族や共同体それぞれの歴史の中で内発化し、働き、医療や福祉や教育や文化などのさまざまな領域で、市民(住民)サイドから、人々を支え、つなぎ、守り、勇気づけ、抵抗し、事業を起こし、組織化し、制度化してきた連帯精神である」(2002:48)

11

### 3. ボランティアとは？②

- ≡社会関係資本  
(Social Capital、Putnam 2000=2006)
  - 信頼・規範・ネットワーク
  - 経済資源、人的資源の全く同じ共同体AとBであっても、互いが互いを信頼しあい助け合う共同体Aに対して、そうではない共同体Bはより多くの(取引)コストを負う



12

### 3. ボランティアとは？③

#### 練習問題

- 身近な問題に引きつけて考えてみましょう
  - 職場での女子社員のお茶くみが問題に
    - 女は黙ってお茶でもくんでろ？
    - 給茶機の導入？
    - 新たな当番制の導入？
  - 家賃が払えず、アパートを追い出された
    - 実家に帰る？
    - バイトを掛け持ちして働く？
    - 友人とシェアをする？
  - 伝統や規範に頼ることで、また、「金で解決」に慣れることで、私たちは人を信頼し合い、お互いの利害を調整する訓練を全く積んでいないことに気づかされる

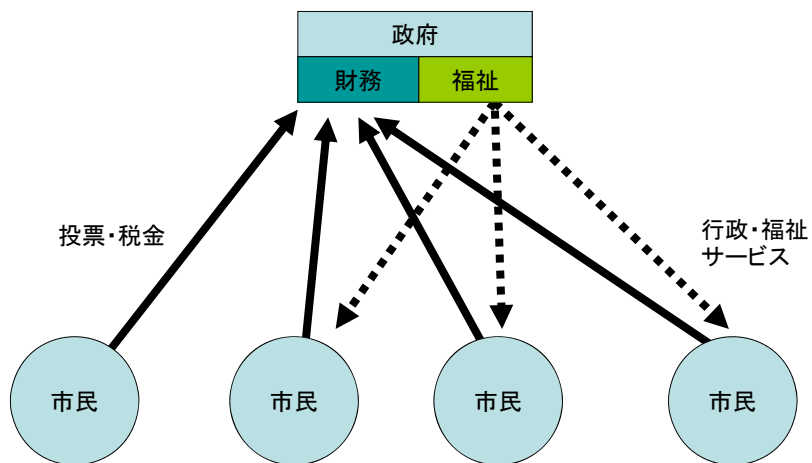
13

### 3. ボランティアとは？④

- ボランティアに賭けられているもの
  - 1) 警戒しあうのではなく信頼しあっている
  - 2) 受動的ではなく能動的な市民による
  - 3) 貨幣的・交換的ではなく長期的に互酬的な
  - 4) 関係の網の目(ネットワーク)の構築
- 市民と市民の自発的なつながり、互助や共助への意欲を減退させるのではなく、有効に引き出し、つなぎ合わせることで、社会的・経済的な効率性を高めていく

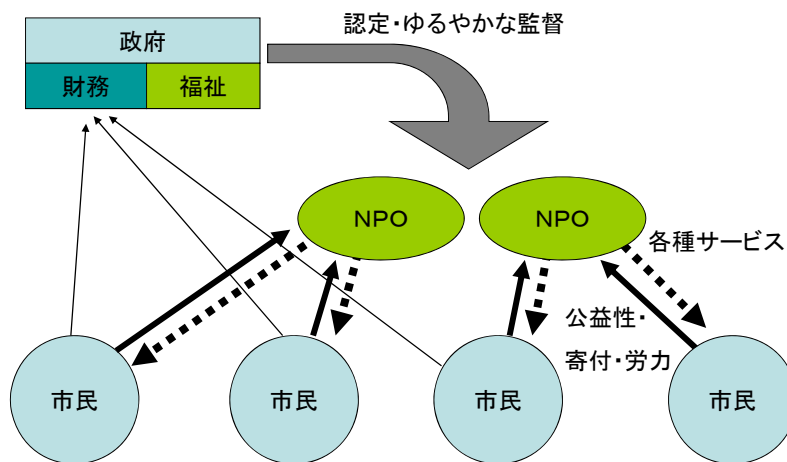
14

### 4. ボランティアの意義① 「新しい公共」とボランティア



15

### 4. ボランティアの意義① 「新しい公共」とボランティア

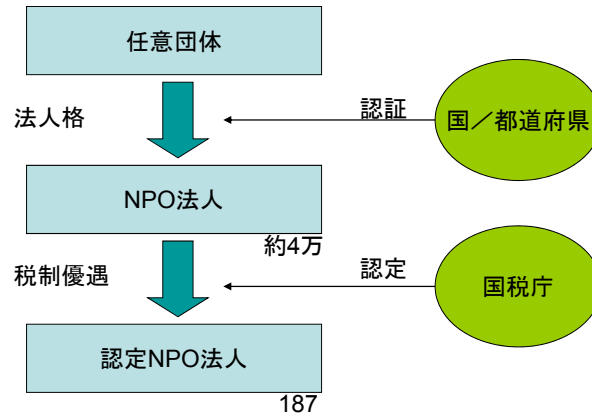


16



## 4. ボランティアの意義②

### NPO法と認定NPO法の関係



17

## 4. ボランティアの意義③

### 「新しい公共」推進会議の提案(素案)

- 寄付税制見直しに向けて
  - 所得税の税額控除制度の導入
  - 認定NPO法人のPST基準の見直し
  - 地域手動の税制の仕組み
  - 仮認定制度
  - 地方団体が決定する仕組み

18

## 5. ボランティアの限界①

- いくつかの不安
  - みんな本当に寄付をするのか？
  - 認定NPOが脱税の手段にならないか？
  - 行政が手を引いて大丈夫なのか？
  - サービスが行き渡らなくなるのではないか？
  - ケア労働など、結局ただ働きが強化されるのではないか？
  - 女性がますますボランティアに動員されるのではないか？
- 現在進行中の調査研究から、限界を検討しておく

19

## 5. ボランティアの限界②

- 構造的な問題(1): NPOゆえに直面する諸問題  
(NPOへのヒアリングなどから)
  - 自立性: 財政的組織的に自立的な運用に至らない
  - 偏在性: 郡部や遠隔地に中間支援組織が存在しない
  - 透明性: 助成金を受けるための複雑な決算報告などに困難
  - 継続性: 中心的メンバーの離脱により組織が途絶しやすい
  - 連続性: 行政 > 中間支援組織 > 小規模NPOとの溝

20

## 5. ボランティアの限界③

- 構造的な問題(2): 中間支援組織の位置づけ  
(「NPOと行政の協働会議」から)
  - 中間支援機能はどの程度NPOにゆだねられるのか?
  - NPOに関するノウハウを持っているのはNPO
  - しかし、NPO活動をしながら他のNPOを支援することの困難
  - 現状よりも、行政に近づけなければ担いきれない

21

## 5. ボランティアの限界④

- 構造的な問題(3): ボランティアの質の違い
  - 現状でのNPOの7割以上は福祉にかかわるNPO
  - ボランティア≠利他・慈善とすれば、「新しい公共」は「互酬的」=「お互い様」
- 福祉は、単独では「お互い様」を想定することが最も困難な種類のものなのでは？
  - 確率的困難: 要介護状態になるリスク、子どもを持つ確率
  - 時間的困難: 要介護状態になるまでの年月
  - 空間的困難: 将来移動した先で、同じサービスが受けられるのか

22

## 5. ボランティアの限界⑤

	ニーズの対称性	互酬の性質	類似の形態と具体例	行政の役割
①互助型	対称	短期的互酬	市場 e.g. 追加的な福祉サービス	自律的運用 可能になるまで初期投資
②災害型	リスク対称 ※地域差あり	確率的互酬	保険 e.g. 災害時の支援、資金、ボランティア活動	多様なリスクの取りまとめ
③福祉型	ライフスタイル 非対称	世代間互酬	家族 e.g. 見守り、介護、育児支援など	世代間の負担と受益の均衡を管理
④慈善型	非対称	非互酬	宗教的慈善 e.g. 炊き出し、	税制上の優遇

23

## 5. ボランティアの限界⑥

- エヴァ・キテイ著  
『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』  
(1999=2010)
  - 西欧哲学の前提:「人はみな自立した自由な個人」を徹底的に批判
  - 誰もが他人の世話にならなければ生きていけない依存の期間を経て生まれ、死んでいく
  - 依存をケアする仕事=依存労働の保護の必要性を規範的に正当化



## 6. まとめ：自由と保障と責任と多様性

- 依存のケアにかかわる福祉は、ボランティアを超えた地点から保障されるべき重要なもの。寄付が集まらないから、過疎地だからといって軽んじられるべきではない。行政が最終責任を負う仕組みが必要。
- 他方で、福祉にかかわらないがゆえに、自律的な運営が比較的容易なNPOの活発化を通じて、「社会関係資本」の醸成を行うことは、福祉の点からも重要。
- 福祉ボランティアと、その他のボランティアを質的に区別しながらも、両者の補完的な組み合わせを考えていく必要。

25

## 参考文献

- 久保田裕之著、『他人と暮らす若者たち』(2009)集英社新書
- 岡本栄一著、「21世紀福祉社会とボランティア」、阿部志郎・宮田和明・右田紀久恵・松井二郎編『講座 戦後社会福祉の総括と21世紀への展望<2> 思想と理論』(2002:243-272)ドメス出版
- ロバート・パトナム著、柴内康文訳、『孤独なボウリング』(2000=2006)柏書房
- エヴァ・キテイ著、岡野八代・牟田和恵監訳、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』(1999=2010)白澤社

26